

令和7年12月22日

事業者各位

当別町総務部税務課長

償却資産（固定資産税）の申告について

町税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、農林業、製造業、卸売・小売・飲食業、不動産業等の事業を営んでいる方がその事業のために用いる構築物、機械、器具、備品等の償却資産は、個人又は法人に関わらず、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくこととなっております。

つきましては、別添「償却資産申告の手引き」をご参照いただき、次のとおり提出願います。

記

1 提出書類

(1) 償却資産申告書

※申告書の控えに受付印が必要な方は、ご自身で申告書の写しを作成し、申告書と併せて提出してください。

(2) 種類別明細書

(3) 販売証明書（資産が増加した個人事業主の方）

(4) 借入使用資産調書（リース資産がある方）

2 提出期限

令和8年1月30日（金）

3 提出先

当別町総務部税務課資産税係

4 留意事項

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び当別町税条例第75条の規定により過料を科すことがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収することがあります。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科すことがあります。

5 特記事項

(1) eLTAX 又は貴社様式により申告書を提出された方については、翌年度より申告書等の送付を省略いたしますので、ご了承願います。

問合せ先 資産税係

住 所 〒061-0292 当別町白樺町58番地9

電 話 0133-23-2333（直通）